

令和8年1月26日

第31回村上市農業委員会会議録

第31回村上市農業委員会総会を令和8年1月26日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	石山章	2番	大野章
4番	高橋大亮	5番	遠山和孝
6番	遠藤俊樹	9番	阿部正一
11番	板垣栄一	13番	島田幸男
14番	田村昭一	15番	佐藤裕介
16番	加藤孝平	17番	佐藤健吉
18番	大倉毅	19番	富樫与志栄
20番	富樫あゆみ		

2. 欠席委員は次のとおりである。

3番	菅原隆雄	7番	斎藤博
8番	稲葉浩之	10番	佐藤昌夫
12番	船山寛		

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について

議案第3号 村上地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について

議案第4号 令和8・9年度農作業労働賃金標準額（案）について

議案第5号 令和7年度地域計画変更（案）に関する意見書の交付について

その他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋
事務局次長	中村
事務局副参事	園部
農林水産課主任	小田

高橋局長

定刻となりましたので、ただいまから第31回村上市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、本日の欠席委員を報告いたします。本日の欠席委員は5名、議席番号3番、菅原隆雄委員、議席番号7番、斎藤博委員、議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号10番、佐藤昌夫委員、議席番号12番、船山寛委員。よって、本日の出席者は15名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日は地域計画の変更内容の説明のため、農林水産課、小田主任にも出席をお願いをしております。

それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

石山会長

挨拶（略）

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

石山会長

異議なしと認め、第31回村上市農業委員会議事録署名委員には議席番号5番、遠山委員、議席番号6番、遠藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

石山会長

それでは、日程4の議題に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明をいたします。

1ページを御覧ください。今月は、使用貸借の設定が1件、賃貸借の設定が2件、贈与が1件、売買が3件、交換が2件、合わせて9件でございます。

説明する前に、議案の番号8番と9番の交換につきまして説明をさせていただきます。委員の皆様にはタブレットに議案書を送付後、交換の2件について、支所に提出がしてあったものを確認しておらず、議案に記載していませんでした。改めて1月21日に追加議案として送付させていただきましたので、見づらいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、番号1番から使用貸借による権利の設定でございます。番号1番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積301平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間であります。

続きまして、2番からは賃借権の設定でございます。番号2番、貸人、〇〇〇〇、借人、〇〇〇〇、地目、田3筆、地積合計12,071平米、契約の種別、賃借権の設定、期間は10年間、改良区費は借人負担でございます。

以降、1ページ、番号3番までが賃借権の設定でございます。

続きまして、同じく1ページ、番号4番からは贈与案件となります。番号4番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積1,352平米、契約の種別、所有権の移転、贈与。譲渡人が市外に住んでおりまして、財産の処分を考えていたことから、譲受人と協議の上、贈与が決まったものでございます。

続きまして、2ページ、番号5番から売買案件となります。番号5番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積3,563平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号6番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田7筆、地積合計7,009平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、3ページを御覧ください。番号7番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計2,894平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、21日に再度追加しました交換につきましてご説明をいたします。番号8番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積507平米、契約の種別、所有権の移転、交換。

続きまして、番号9番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積504平米、契約の種別、所有権の移転、交換でございます。交換の理由につきましては、交換する双方より、作付する際に交換したほうが条件がいいというような協議をして、決まったものでございます。

続きまして、位置の説明をいたします。4ページを御覧ください。こちらは、村上地区村上でございます。図面右側中央から上部にかけて国道345号が走っております。また、右上部には瀬波小学校、その下には村上中等教育学校と中央には瀬波保育園がございます。図面中央やや下にあります赤線で囲まれました1筆が議案第1号、番号4番の位置図となります。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは、神林地区山屋集落でございます。図面左側上部に国道7号が走っております。また、同じく左上部から下部にかけて国道290号が走っております。図面中央には山屋集落がございます。集落の右にあります赤線で囲まれました1筆

が議案第1号、番号5番の位置図となります。

続いて、6ページを御覧ください。こちらは、朝日地区黒田集落でございます。図面中央上部から下部にかけては県道高根村上線が走っており、中央付近を黒田川が流れております。図面中央が黒田集落となりますが、中央下の県道高根村上線沿いにあります赤線で囲われました7筆が議案第1号、番号6番の位置図となります。

続きまして、7ページを御覧ください。こちらは、山北地区下大蔵集落でございます。図面右下部から左上部にかけては国道7号が走っており、同じように勝木川も流れております。また、左上部にはさんぼく小学校がございます。図面中央が下大蔵集落となりますが、集落の下で国道7号線沿いにあります赤線で囲われました2筆が議案第1号、番号7番の位置図となります。

続きまして、別添の追加議案として、交換の2件について説明をさせていただきます。こちらは、荒川地区坂町でございます。図面中央右側にJR坂町駅がございます。また、右下にあらかわ保育園がございます。また、中央やや左下に荒川火葬場がありますが、その右側にあります赤線で囲われました2筆が議案第1号、番号8番と9番の位置図となります。以上で場所の説明を終わります。

説明いたしました9件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

最初に、議案番号1番を審議いたしますので、議席番号18番、大倉委員、議事に参与できませんので、退席を願います。

(18番 大倉 毅君退席)

石山会長

それでは、議案番号1番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案番号1番につき許可することに決定いたします。

(18番 大倉 毅君着席)

石山会長

大倉委員、議案番号1番、許可することに決定いたしました。

それでは、議案番号1番を除き、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について議題といたします。

事務局より説明願います。

園部副参事

それでは、8ページを御覧ください。議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきましてご説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が2件、賃貸借が7件、合わせて9件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、〇〇〇〇、受け手、〇〇〇〇、土地の表示、地目、田2筆、地積合計1,054平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は貸人負担でございます。

以降、2番までが使用貸借の設定でございます。

続きまして、番号3番からは賃貸借の設定でございます。番号3番、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田8筆、地積合計17,775平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、改良区費は借人負担でございます。

以降、10ページ、番号9番までが賃借権の設定でございます。

以上で説明を終わります。

石山会長

それでは最初に、議案番号1番から9番までにつき審議いたします。

議長である私が議事に参与できないため、職務代理者に議長をお願いし、審議を願います。

(1番 石山 章君退席)

板垣職務代理

それでは、私のほうから代わりに進行役を務めさせていただきます。

それでは、まずは8ページをお開きください。8ページの番号3から4、この2案件について審議をいただきたいと思います。

(4番 高橋大亮君退席)

板垣職務代理

議席番号4番、高橋大亮委員、退席しておりますので、審議したいと思います。ご質問ありま

したらお願いいたします。ございませんか。

(発言する者なし)

板垣職務代理

しばらくしてないようでありますので、意見なしということで決定させていただきます。

(4番 高橋大亮君着席)

板垣職務代理

高橋委員、ただいまの議案につきまして、意見なしということでご了承いただきました。

それでは、1番から9番までの中で3、4を除く部分についてご審議をお願いいたします。1番から9番までの3、4を除く部分、今ほど高橋委員の部分で審議いただきましたので、そのほかの部分についてご審議をお願いいたします。ご質問のある方、お願いをいたします。

(発言する者なし)

板垣職務代理

ないようでありますので、特段意見はなしということで決定させてもらっていいですか。

(異議なしの声多数)

(1番 石山 章君着席)

板垣職務代理

会長、意見書として出すような意見は特になしということで決定しました。

石山会長

それでは、議案第3号 村上地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付についてを議題といたします。

中村次長

議案第3号 村上地域地域計画の区域内における農業用施設の設置に係る意見書の交付について説明いたします。

こちらのほうは、今年度の4月、5月に引き続きまして3件目のものでございまして、転用許可不要特例を適用させるために交付するものでございます。

11ページ御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、〇〇〇〇、土地につきましては4筆、合計で971平米となっております。全て自己所有地となっております。農業用施設の名称は乾燥調製施設。転用事由といたしまして、申請者は現在70ヘクタールを超える農業経営を行っているが、労働力の軽減及び作業の効率化を図るため、新たに乾燥調製施設を建設するため申請するものです。なお、申請地は申請者の事務所に隣接する農地で、周辺農地の営農条件に支障はない。鉄骨造平家建て1棟、建築面積291.12平米となっております。

続きまして、位置の説明をいたします。次のページ、12ページ御覧いただきたいと思います。図面左上に岩船小学校がございまして、図面下段中央に岩船保育園、小学校と保育園とを結ぶ道路

が主要地方道新潟新発田村上線でございます。図面中段中央よりやや右側に記されているところが申請地の4筆です。

説明は以上でございます。

石山会長

転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

2番、大野委員。

大野 章委員

2番、大野です。議案第3号、このたび申請ありました地域計画の区域内における農業用施設設置に関わる意見書の交付につきまして、1月13日に現地調査を実施しましたので、報告します。

当日は、農業委員3名、推進委員3名、事務局からは中村次長、それと申請者である〇〇〇〇の立会いの下に調査を実施しました。申請者は、岩船地区を中心に70ヘクタールを超える農地を経営する法人で、今回の申請は、労働力の軽減や作業効率を図ることで地域の担い手として継続して農地を受託していくために乾燥調製施設を設置するものです。周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれがないか、被害防除計画に基づいて調査しましたところ、盛土等の造成計画はなく、現状からも周囲へ土砂が流出するおそれはないことを確認しました。長靴等を洗うため、水栓柱を設ける計画となっていることから、排水先について確認したところ、雨水排水と一緒に農業用排水路へ排水する計画であり、施設の管理者から同意は得ているとのことでありました。また、申請地の周囲にはハウスが四、五棟建っている状況であり、集団的に存在する農地の分断にはならないと判断しております。

以上のことから、当地域では、周辺の農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれはないと確認しましたので、この申出について適当であると判断をいたしました。ご審議をよろしく願いいたします。

石山会長

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第3号については、地域計画の区域内における農業用施設の設置については適当であると村上市農業委員会の意見を交付することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、地域計画の区域内における農業用施設の設置については適当である旨通知することに決定いたしました。

議案第4号 令和8・9年度農作業労働賃金標準額（案）についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

高橋局長

議案第4号になります。令和8年の1月15日に令和7年度農作業等労働賃金検討委員会を開催させていただきました。その中でいろんな意見をいただいて、見直しを凶ったものです。今回の見直し点につきましては、農作業賃金と育苗料金、農業用機械利用料金ということで、ちょっと区切って検討をさせていただきました。

最初に、農作業賃金につきましては、新潟県の最低賃金を基に直近上昇率ということで3年平均、5年平均の上昇率を基に、最初に、1時間1,100円が妥当ではないかということで提案をさせていただきました。ただ、委員の中から、既に社会福祉協議会や多面的機能で1時間当たり1,200円ということで取り扱われているというふうなことを考慮して、委員の中で検討した結果、1時間当たり1,200円ということで、1日当たり9,600円とさせていただきました。

次に、育苗料金なんですが、育苗料金についてはJA北新潟の単価を基準として検討しました。ただ、これまでの単価がJA北新潟の単価よりも高いことから、このまま据え置いても十分範囲内に2年間の間であれば取り扱われるんじゃないかというふうなことで、据置きという形にさせていただきました。

次に、農業用機械利用料金につきましては、農業用機械については、燃料の上昇率割合は、昨年の12月末で暫定税率の廃止により価格が下がることを考慮することが1つありましたし、あと人件費の上昇により、最終的には人件費の上昇が指標としてできるのではないかというふうなことを説明をさせていただきました。委員の中では、ここ数年据置きになっていますが、機械の購入費とか、そういったものがやはり上昇しているのので、人件費の上昇率が5年平均で約4.8%ありましたので、上げてはどうかという意見もありましたし、機械の高騰に対するものは農家の経営努力の範囲だし、作業委託よりも、離農により引受けのほうが増えている現状であることから、このままでもよいのではないかという意見が出て、いろいろ話し合った最終的には機械利用料金については据置きということで、今回の8年度、9年度に向けた農作業等の労働力賃金の標準額としましては、皆さんのところにお示ししました案のとおり、農作業賃金のみの変更という取扱いをさせていただきましたので、検討結果についてご報告をいたします。

石山会長

それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

石山会長

特にないようでありますので、ただいま説明したとおり8年、9年度の標準額については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、令和8年、9年度農作業労働賃金標準額については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第5号 令和7年度地域計画変更(案)に関する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

農林水産課小田主任

では、議案第5号、令和7年度地域計画変更案につきまして、私のほうから変更の概要についてご説明いたします。

16ページを御覧ください。今回の変更内容の主な概要につきまして、農地編入で、山辺里地区が1集落、荒川地区が2集落、神林地区が3集落、山北地区が6集落、計12集落で農地編入。農地の削除につきましては、荒川地区が3集落、神林地区が6集落、塩野町、三面、高根、猿沢各地区で1集落ずつ、山北地区で2集落の計15集落で農地削除の申出がありました。

農地編入の説明につきまして、山辺里地区山辺里集落につきましては、農地中間管理機構との賃貸借契約のため編入といたします。荒川地区の下鍛冶屋集落につきましては、転用の計画がなくなったため、春木山集落につきましては、公共事業用地でなくなったために編入したいとの申出がありました。神林地区につきましては、山田集落、福田集落、渦端集落、それぞれ集落からの申出がありました。山北地区につきましては、府屋集落、雷集落、大毎集落、北中集落、荒川集落、板屋沢集落、それぞれで電気柵設置のために編入したいということで、今回載せさせていただきました。

農地の削除につきましては、荒川地区では、春木山で公共事業用地として買収されるため、農地の削除がありました。佐々木集落、荒島集落では、それぞれ農業用施設用地としての転用手続きが完了したため、地域計画から削除することとしました。神林地区では、桃川集落、有明集落、山屋集落、七湊集落、小岩内集落、渦端集落で、それぞれ集落からの申出があり、地域計画から削除することとしております。塩野町地区では、小須戸集落で、現在作付されておらず、今後も作付しない農地ということで集落から申出がありました。三面地区では、岩崩集落で、畑ですが、耕作しておらず、今後所有者が農地転用する予定があるため、1筆削除したいということで申出がありました。高根地区の高根集落では、耕作していない畑で今後も耕作しないためということで、60筆の削除の申出がありました。猿沢地区では、檜原集落で、集落からの申出として、居住地域にある農地のために削除したいということで、農地の削除をさせていただきます。山北地区では、大代集落で作付をしていない農地、浜新保集落で耕作放棄地となっているところにつきまして、それぞれ地域計画からの削除とさせていただきます。

村上、岩船、瀬波地区につきましては、農地の編入、農地の削除がなく、担い手の変更のみとしておりますので、こちらの表には記載をさせていただいておりません。

上海府地区につきましては、農地と、あと担い手その他の内容につきまして変更がないため、今回は地域計画の変更案には載せさせていただいておりません。

その他、地域計画の変更案と目標地図の変更案につきましては、送付させていただいております。

説明は以上となります。

石山会長

それでは、議案第5号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第5号につき村上市農業委員会の意見は特になしとすることに決定しても異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第5号、令和7年度地域計画変更(案)に関する村上市農業委員会は特になしと意見を付すことに決定いたしました。

5番のその他について。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、休憩を取らず、続けて協議事項等についてやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

それでは、協議、連絡事項に入ります。

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時40分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和8年1月26日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員